

## 生活保護法・中国残留邦人等支援法による施術者の指定のご案内

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（中国残留邦人等支援法）の受給者に対する施術の給付は、県福祉事務所又は市福祉事務所が、施術者に委託して行っております。

**柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師等**の施術者が、生活保護法・中国残留邦人等支援法からの給付により、施術を行うためには、**指定を受ける**必要があります。

つきましては、趣旨を御理解の上、下記により申請手続きを行っていただくようお願いします。

### 記

- 1 申請受付 随時 指定日（委託開始日）は、原則として申請書受理日以降となります。
- 2 申請書提出先 次のとおり【**申請は個人**で行います。施術所単位ではないのでご注意ください。】

柔道整復師 あん摩マッサージ指圧師 はり・きゅう師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務施術者→<u>施術者本人</u>の住所地を所管する実施機関（裏面参照）</li> <li>①市部に居住する場合は、市福祉事務所</li> <li>②町村部に居住する場合は、県福祉事務所</li> <li>・施術所開設者→<u>施術所の所在地</u>を所管する実施機関（裏面参照）</li> <li>①市部に開設する場合は、開設地を所管する市福祉事務所</li> <li>②町村部に開設する場合は、開設地を所管する県福祉事務所</li> </ul>
---------------------------------	---

- 3 提出書類
  - ①生活保護法・中国残留邦人等支援法指定施術機関申請書
  - ②資格を証する免許書の写し
  - ③協定書（2部）※埼玉県柔道整復師会等に属していない者
- 4 指定の要件
  - ・生活保護法・中国残留邦人等支援法に基づく給付について理解を有していること（施術の給付は治療上不可欠である場合に限り認められ、健康保険の療養費の支給対象と同様です。このため、単なる肩こりや慰安のためにする施術は対象となりません。）
  - ・生活保護法第49条の2第2項各号（欠格事由）に該当しないことを確認の上、申請書のチェック欄にチェック☑をすること。
  - ＜欠格事由の例＞
  - ・施術者が、指定施術機関の指定を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 5 指定通知 県から施術者本人あてに指定通知書を郵送するとともに、県報に告示します。
- 6 指定後の届出 勤務地の名称・住所変更、氏名・個人宅の住所変更などの事由が発生した場合は、10日以内に届出をしてください。届出先は、申請書提出先と同じです。

※ 医療機関の所在地がさいたま市、川越市、越谷市及び川口市の場合は、申請先及び申請書の様式が異なります。申請書の様式等は各福祉事務所（裏面参照）までお問合せください。

埼玉県ホームページにおいて申請書・各届書等のダウンロード、生活保護制度の概要、医療扶助の概要の閲覧ができますので、御活用ください。

埼玉県様式 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/iryohujyo/yoshiki1.html>

埼玉県 > 健康・福祉 > 生活福祉 > 生活保護 > 資料・様式 > 指定機関（医療）の指定申請書等届出様式

○埼玉県内の福祉事務所一覧（市福祉事務所及び県福祉事務所）

令和5年9月現在

市 福 祉 事 務 所		
市 名	所 在 地	電 話 番 号
熊谷市	熊谷市宮町 2-47-1	048(524)1111
行田市	行田市本丸 2-5	048(556)1111
秩父市	秩父市熊木町 8-15	0494(22)2211
所沢市	所沢市並木 1-1-1	04(2998)9201
飯能市	飯能市双柳 1-1	042(973)2111
加須市	加須市三俣 2-1-1	0480(62)1111
本庄市	本庄市本庄 3-5-3	0495(25)1111
東松山市	東松山市松葉町 1-1-58	0493(23)2221
春日部市	春日部市中央 6-2	048(736)1111
狭山市	狭山市入間川 1-23-5	04(2953)1111
羽生市	羽生市東 6-15	048(561)1121
鴻巣市	鴻巣市中央 1-1	048(541)1321
深谷市	深谷市仲町 11-1	048(571)1211
上尾市	上尾市本町 3-1-1	048(775)5111
草加市	草加市高砂 1-7-36 NTTビル1階	048(922)1245
蕨市	蕨市中央 5-14-15	048(432)3200
戸田市	戸田市上戸田 1-18-1	048(441)1800
入間市	入間市豊岡 1-16-1	04(2964)1111
朝霞市	朝霞市本町 1-1-1	048(463)1111
志木市	志木市中宗岡 1-1-1	048(473)1111
和光市	和光市広沢 1-5	048(464)1111
新座市	新座市野火止 1-1-1	048(477)1111
桶川市	桶川市泉 1-3-28	048(786)3211
久喜市	久喜市下早見 85-3	0480(22)1111
北本市	北本市本町 1-111	048(591)1111
八潮市	八潮市中央 1-2-1	048(996)2111
富士見市	富士見市鶴馬 1800-1	049(251)2711
三郷市	三郷市花和田 648-1	048(953)1111
蓮田市	蓮田市黒浜 2799-1	048(768)3111
坂戸市	坂戸市千代田 1-1-1	049(283)1331
幸手市	幸手市天神島 1030-1	0480(42)8435
鶴ヶ島市	鶴ヶ島市三ッ木 16-1	049(271)1111
日高市	日高市南平沢 1020	042(989)2111
吉川市	吉川市きよみ野 1-1	048(982)5111
ふじみ野市	ふじみ野市福岡 1-1-1	049(261)2611
白岡市	白岡市千駄野 432	0480(92)1111

県福祉事務所（下段は所管町村名）		
名称	所 在 地	電 話 番 号
東部中央	春日部市大沼 1-76	048(737)2132
伊奈町（北足立郡）・松伏町・杉戸町（北葛飾郡） 宮代町（南埼玉郡）		
西部	坂戸市石井 2327-1	049(283)6780
毛呂山町・越生町・三芳町（入間郡） 滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町 ときがわ町・鳩山町（比企郡）東秩父村（秩父郡）		
北部	本庄市前原 1-8-12	0495(22)0101
美里町・神川町・上里町（児玉郡）寄居町（大里郡）		
秩 父	秩父市桜木町 8-18	0494(22)6228
横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町（秩父郡）		

さいたま市（政令市）の福祉事務所		
西	西区西大宮 3-4-2	048(620)2654
北	北区宮原町 1-852-1	048(669)6054
大宮	大宮区吉敷町 1-124-1	048(646)3054
見沼	見沼区堀崎町 12-36	048(681)6054
中央	中央区下落合 5-7-10	048(840)6054
桜	桜区道場 4-3-1	048(856)6164
浦和	浦和区常盤 6-4-4	048(829)6124
南	南区別所 7-20-1	048(844)7164
緑	緑区中尾 975-1	048(712)1164
岩槻	岩槻区本町 3-2-5	048(790)0156

川越市（中核市）の福祉事務所		
川越市	川越市元町 1-3-1	049(224)8811

越谷市（中核市）の福祉事務所		
越谷市	越谷市越ヶ谷 4-2-1	048(964)2111

川口市（中核市）の福祉事務所		
川口市	川口市青木 2-1-1	048(258)1110

埼玉県福祉部社会福祉課

医療保護・生活困窮者支援担当

TEL 048-830-3282